

様式第三十（第20条関係）

認定資源生産性革新計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成22年 5 月 6 日

2. 認定事業者名 株式会社フジコー

3. 認定資源生産性革新計画の目標

（1）資源生産性革新に係る事業の目標

株式会社フジコーは、現在、廃棄物処理事業を千葉県白井市で行っており、建設系処理施設、食品系処理施設及びその他施設を複合的に運営している。現在の厳しい経済状況の中、今回の事業計画により収益構造の改善を図り事業基盤の確立を目指す。

廃棄物処理需要の拡大と最終処分費用等の処理コスト削減を図るべく、焼却処理品目の追加、建設系廃棄物、食品循環資源の再生利用率の向上、それに伴う最終処分費用の削減、並びに化石燃料使用量の大幅な削減を目指した事業分野の拡大、並びに事業活動の効率化を計画している。

建設系廃棄物分野においては、分離困難な廃プラスチック類の処理を行うことにより、産業廃棄物及び一般廃棄物を含め建設系以外の廃棄物の受入が可能となり、施設の稼働率向上に寄与する。また炭化炉を廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく焼却施設として設置許可を取得するために煙突及び原料ストックヤードを改修し、食品循環資源の飼料化の乾燥工程における蒸気ボイラーの熱源として使用することによる重油コストの大幅な削減を実現させる。

これらの2つの新たな設備の設置・改修を行い、独自の廃棄物中間処理施設を充実させることにより廃棄物受入量と収益の拡大を図る計画である。

以上の取り組みにより、資源生産性の向上を目指す。

（2）資源生産性革新による資源生産性の向上の程度又はこれにより達成すべき資源生産性の水準を示す数値目標

資源生産性革新による資源生産性の向上としては、目標年度平成24年度においては、基準年度平成21年度と比べてエネルギー生産性を19.8%向上させることを目標とする。

4. 認定資源生産性革新計画に係る資源生産性革新の内容

（1）資源生産性革新に係る事業の内容

①資源生産性の相当程度の向上を図ろうとする事業又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業

○廃プラスチック類の焼却事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）による木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ他3種類の許可品目を持つ焼却施設を有している。

この焼却施設に廃プラスチック類（以下「廃プラ」という）の品目追加に関する手続を実施し、平成22年度には許可を取得する予定である。

廃プラの許可取得により、産業廃棄物及び一般廃棄物を含め建設系以外の廃棄物の受入が可能となる。必要とする焼却物を90%確保することにより、受入平均単価を10%以上向上する予定である。

これにより全売上は13%増加する見通しである。

○炭化炉改修事業

前述のとおり、当社は食品残さを乾燥させ家畜の飼料として販売しているが、乾燥用ボイラー燃料として化石燃料（重油）を使用していた。

化石燃料の使用が地球温暖化の原因とされたため、木くずを炭化炉で熱分解し、それにより生じた炭化ガスを800℃以上で燃焼させ、蒸気ボイラーによる間接加熱で食品残さを乾燥させている。

同時に発生する「炭」は地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）第4号で土壌改良資材に指定されているので、食品残さの堆肥化の際に混合することにより発酵の促進と消臭効果を目的として利用している。

現在は蒸気ボイラーとして稼働しているが、廃棄物処理法では熱分解炉等の区分がないため、廃棄物処理法施行令第7条第13号の2の焼却施設の区分となる。このため焼却施設周辺施設の整備と合わせ焼却施設としての設置許可を取得する計画である。

焼却施設としての許可手続を実施するためには、「木くずの保管場所」及び受入困難物である「樹木の根子、丸太、タタミ等の破碎前処理施設」の建築物を建築するとともに、焼却施設としての煙突工事を行う必要がある。

許可取得後はボイラー燃料である木くずを廃棄物として、受入が可能であり、年間6,000万円前後の売上増加と合わせ重油使用量の削減により地球温暖化対策に貢献可能となる。

②事業の分野若しくは方式の変更又は事業活動の効率化

○廃プラスチック類焼却事業

焼却処理として受け入れた木くず、紙くず、繊維くず等に混入した廃プラの処理については、従来手作業による分別の後、破碎・埋立てを行っていたが、今後は分離困難な廃プラは焼却を行い作業の効率化を図る。また廃プラの焼却に伴い生じる排ガスを改質するため、消石灰・活性炭吹き込み装置（以下「有害ガス除去装置」という）をバグフィルター（集じん器）の手前に設置する。

○炭化炉改修事業

現在の炭化炉にて木くず等の廃棄物を受入処理するため、廃掃法による焼却施設としての設置許可を取得すると同時に、焼却施設の技術上の基準を満たすため、煙突等の改修工事を実施し、廃棄物受入量の増加を図る。

（2）資源生産性革新を行う場所の住所

○廃プラスチック類の焼却事業

千葉県白井市折立字前原99番の1の一部

○炭化炉改修事業

千葉県白井市折立字前原32番7他

（3）関係事業者

特になし

（4）資源生産性革新を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 資源生産性革新の開始時期及び終了時期

開始時期：平成22年5月

終了時期：平成25年1月

6. 資源生産性革新に伴う労務に関する事項

①資源生産性革新の開始時期の従業員数（平成22年5月初）

85名

②資源生産性革新の終了時期の従業員数（平成25年1月末）

99名

③資源生産性革新に充てる予定の従業員数

3名

④③中、新規に採用される従業員数

3名

⑤資源生産性革新に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人数 0名

移籍予定人数 0名

解雇予定人数 0名

別表：資源生産性革新の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
資源生産性の相当程度の向上を図ろうとする事業又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業の開始、拡大又は能率の向上		
資本の相当程度の増加		
会社の分割		
事業の分野若しくは方式の変更又は事業活動の効率化	○廃プラスチック類焼却事業 焼却処理として受け入れた木くず、紙くず、繊維くず等に混入した廃プラの処理については、従来手作業による分別の後、破碎・埋立てを行っていたが、今後は分別困難な廃プラは焼却を行い作業の効率化を図る。また廃プラの焼却に伴い生じる排ガスを改質するため、有害ガス除去装置をバグフィルター(集じん器)の手前に設置する。 ○炭化炉改修事業 現在の炭化炉にて木くず等の廃棄物を受入処理するために、廃掃法による焼却設備としての設置許可を取得すると同時に、焼却施設の技術上の基準を満たすため、煙突等の改修工事を実施し、廃棄物受入量の増加を図る。	債務保証 法第24条(中小企業基盤整備機構の債務保証)